

# 介護職員等特定処遇改善手当の規程について

項目	条件	
<p>グループA 技能・経験ある 介護職員</p>	<p>介護福祉士</p>	<p>a) 事業所において特定の役職に就いていること b) 当法人内の全ての施設において勤務可能であること c) 昨年度の年収が400万円未満であること</p>
<p>グループB その他の介護職員 (手当は年度ごとに見直しとする。)</p>	<p>介護職員</p>	<p>① a) 社会医療法人孝仁会に15年以上在職していること b) 4等級以上であること c) 常勤であること(週40時間勤務) d) 介護福祉士の資格を有し、介護職員として勤務していること e) 当法人内の全ての施設において勤務可能であること</p>
		<p>② a) 社会医療法人孝仁会に10年以上在職していること b) 3等級以上であること c) 常勤であること(週40時間勤務) d) 介護福祉士の資格を有し、介護職員として勤務していること e) 当法人内の全ての施設において勤務可能であること</p>
		<p>③ a) 常勤であること(週40時間勤務) b) 介護福祉士の資格を有し、介護職員として勤務していること</p>
		<p>④ a) 常勤であること(週40時間勤務) b) 介護職員として勤務していること</p>
<p>グループC その他の職員</p>	<p>社会福祉士 介護支援専門員 その他の職員</p>	<p>条件なし</p>

# 介護職員処遇改善手当の規程について

項目	条件
保有資格による上乘せ	特定の資格取得に伴い、手当を支給
研修会・講習会等参加による上乘せ	特定の研修会・講習会参加に伴い手当を支給
基礎支給部分 保有資格に応じて規程に定められた手当を支給	1.介護福祉士 2.実務者研修 3.初任者研修 4.無資格  a) 上記の保有資格に応じて規程に定めた手当を支給 b) 週30時間以上就労する職員に対し支給 (令和3年4月より)

- ①令和3年4月までは基礎支給部分のみを支給とする。
- ②猶予期間を設け、1年間で資格取得、研修参加を促し、変更は令和3年4月とする。
- ③令和3年4月以降は週30時間以上の労働契約を締結する職員に対し、支給するものとする。